

○神奈川県川崎競馬組合地方競馬実施条例

(平成12年4月1日条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、競馬法（昭和23年法律第158号）、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）及び競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号）に定めがあるもののほか、神奈川県川崎競馬組合が行う地方競馬の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催日時)

第2条 神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）が行う地方競馬（以下「競馬」という。）の開催日時は、神奈川県川崎競馬組合管理者（以下「管理者」という。）が定める。

2 管理者は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、競馬の開催を取りやめ、又は当該開催日時を変更することができる。

(競馬場)

第3条 競馬は、川崎競馬場において開催する。

(入場料)

第4条 組合は、入場者（規則で定める者を除く。）から100円以上において規則で定める額の入場料を徴収する。ただし、競馬法（以下「法」という。）第22条において準用する同法第5条ただし書の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けた場合は、この限りではない。

(出走申込み等の手数料の徴収等)

第5条 組合は、競馬に馬の出走の申込みを行う者及び競馬において騎乗の申込みを行う者から、500円以上1,000円以下の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

2 既に徴収した出走申込み又は騎乗申込みに係る手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(勝馬投票券の発売)

第6条 組合は、競馬を行うときは、券面金額10円の勝馬投票券10枚分以上で規則で定める枚数を1枚をもって代表する勝馬投票券を発売する。ただし、規則で定める場合には、券面金額10円の勝馬投票券を券面金額で発売することができる。

(競馬の公正確保等の措置)

第7条 管理者は、競馬場内及び場外設備内の秩序を維持し、その他競馬の公正を確保し、又は競馬の円滑な実施を確保するため、関係者の処分、薬物の検査その他必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、競馬の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する処分については、この条例中に、神奈川県地方競馬実施条例（昭和52年神奈川県条例第1号）又は川崎市地方競馬実施条例（昭和52年川崎市条例第22号）の処分に関する規定に相当する規定があるときは、この条例による。
- 3 この条例の施行前に神奈川県地方競馬実施条例又は川崎市地方競馬実施条例の規定に基づき行われた処分、手続き、その他の行為は、この条例中に、これに相当する規定があるときは、これらの規定に基づき、行われたものとみなす。

附 則（平成17年2月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年10月1日条例第6号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。